

報道関係者 各位

令和3年1月15日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課

課長 久々宮 賢治

地方障害者雇用担当官 大神 雄一

電話 097-535-2090 (内線305)

～令和2年6月1日現在の障害者雇用状況集計結果～

- ・ 県内の雇用障害者の実人数は前年比でわずかに増加
- ・ 県内の算定障害者数は前年比でわずかに減少
- ・ 実雇用率は前年比0.03ポイント低下し、**2.55%**
(実雇用率は全国**7位**)

大分労働局(局長 坂田 善廣)では、県内の民間企業における障害者雇用状況報告及び地方公共団体等における障害者任免状況通報書等の集計結果(令和2年6月1日現在)について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

大分労働局及び県内7カ所のハローワークでは、引き続き、法定雇用率を下回る企業等に対し、定期的な訪問による指導等を行い、早期解消に向けた取組を実施するとともに、全ての企業、公的機関及び特殊法人等に対して障害者雇用の拡大や職場定着に向けた支援を行ってまいります。

【集計結果のポイント】

<民間企業> (45.5人以上規模)(法定雇用率2.2%)

- 雇用障害者の実人数は**2,905人**と、前年比**11人**(0.4%)増加。
- 算定障害者数は**3,342.0人**と、前年比**18.0人**(0.5%)減少。
- 実雇用率は**2.55%**と、前年比**0.03ポイント**低下し、全国**7位**(前年5位)
- 法定雇用率達成企業の割合は、**60.8%**と、
前年比**1.5ポイント**低下し、全国**13位**(前年4位)

<公的機関等>

- **県の機関**(法定雇用率2.5%)
算定障害者数136.0人と前年比で8.0人増加し、実雇用率は2.78%となり、4機関とも達成。
- **市町村等の機関**(法定雇用率2.5%)
算定障害者数403.0人と前年比で73.0人増加し、実雇用率は2.86%となったが、3機関で未達成。
- **県の教育委員会**(法定雇用率2.4%)
算定障害者数211.0人と前年比で71.5人増加し、実雇用率は2.47%となり、達成。
- **特殊法人等**(法定雇用率2.5%)
国立大学法人(1大学)は、算定障害者数50.0人、実雇用率2.77%で達成。
公立大学法人(2大学)は、算定障害者数2.0人、実雇用率1.76%で、不足数0人のため達成。

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の実人数は、2,905人（対前年2,894人の0.4%増）で算定障害者数^{（注1）}は、3,342.0人（対前年3,360.0人の0.5%減）となった。
- 雇用者のうち、身体障害者は実人数1,670人、算定数2,161.0人（対前年比2.4%減）、知的障害者は実人数779人、算定数757.0人（対前年比2.5%増）、精神障害者は実人数456人、算定数424.0人（対前年比4.0%増）となった。
- 実雇用率^{（注2）}は、2.55%（全国平均2.15%）で前年より0.03ポイント低下し、全国7位（前年5位）、法定雇用率達成企業割合は、60.8%（全国48.6%）で、1.5ポイント低下し、全国順位は13位（前年4位）となった。

（第1表 参照）

(2) 企業規模別の状況

- 雇用されている障害者数を規模別にみると、算定障害者数において45.5～100人未満で644.0人（2.5人減）、100～300人未満で1,297.0人（32.5人増）、300～500人未満で551.5人（28.0人減）、500人以上で849.5人（20.0人減）と、100～300人未満規模企業で上昇したが、他の規模では前年を下回った。
- 実雇用率は、100～300人未満規模企業（2.61%）で、前年（2.54%）より上昇しているが、他の規模では前年を下回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業（58.2%、前年60.1%）、100～300人未満規模企業（65.1%、前年65.8%）、300～500人未満規模企業（58.8%、前年56.9%）、500人以上規模企業（54.5%、前年65.6%）となり、300～500人未満規模企業で上昇したが、他の規模では前年を下回った。

（第2表 参照）

(3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数は、算定障害者数において、特に増加したのは、「製造業」（30.0人増）。

「建設業」、「医療・保健衛生」、「福祉・介護」、「教育・学習支援業」、「生活関連サービス・娯楽業」、「電気・ガス・熱供給業」「学術・専門・技術サービス業」「サービス・その他」で増加したが、他の産業は同数か減少となった。

特に減少したのは、「卸売・小売業」（26.0人減）、「宿泊・飲食サービス業」（22.0人減）、「複合サービス事業」（15.0人減）となっている。

- 実雇用率は、「建設業」（1.78%→1.94%）、「製造業」（2.23%→2.34%）、「運輸・郵便業」（2.57%→2.60%）、「生活関連サービス・娯楽業」（1.20%→1.32%）、「教育・学習支援業」（1.64%→1.81%）、「医療・保健衛生」（2.03%→2.05%）で上昇したが、他の産業は同率か低下となった。
- 法定雇用率達成企業割合では、「建設業」（63.2%→64.3%）、「電気・ガス・熱供給業」（66.7%→75.0%）、「運輸・郵便業」（70.0%→75.5%）、「生活関連サービス・娯楽業」（31.8%→47.6%）、「教育・学習支援業」（56.3%→

62.5%)、「福祉・介護」(73.0%→74.8%)、「サービス・その他」(59.1%→61.8%)で上昇したが、他の産業は同率か低下した。

(第3表 参照)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関 (法定雇用率 2.5%)

都道府県の機関に在職している算定障害者の数は136.0人(前年128.0人)、実雇用率は2.78%(前年2.69%)で、前年より0.09ポイント上昇した。

(第4表 ①-1 参照)

(2) 市町村の機関 (法定雇用率 2.5%)

市町村の機関に在職している算定障害者の数は403.0人(前年330.0人)、実雇用率は2.86%(前年2.72%)で、前年より0.14ポイント上昇した。

(第4表 ①-1 参照)

(3) 県の教育委員会 (法定雇用率 2.4%)

教育委員会に在職している算定障害者の数は、211.0人(前年139.5人)、実雇用率は2.47%(前年1.65%)で、前年より0.82ポイント上昇した。

(第4表 ②-1 参照)

3 特殊法人等における在職状況

(1) 国立大学法人 (法定雇用率 2.5%)

在職している算定障害者の数は50.0人(前年48.0人)、実雇用率は2.77%(前年2.66%)で、前年より0.11ポイント上昇した。

(第5表 参照)

(2) 公立大学法人 (法定雇用率 2.5%)

在職している算定障害者の数は2.0人(前年3.0人)、実雇用率は1.76%(前年2.53%)で、前年より0.77ポイント低下した。

(第5表 参照)

(注1)

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者は、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。

(注2)

雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合。

常用労働者数は、雇用期間が1年を超えているか、または超える見込みの労働者のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者を1人、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)を0.5人とカウントした総数から、除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

第1表 民間企業における障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

年	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和2年	874	131,173.5	1,670	2,161.0	779	757.0	456	424.0	2,905	3,342.0	2.55	531	60.8
令和元年	860	130,216.5	1,703	2,214.0	751	738.5	440	407.5	2,894	3,360.0	2.58	536	62.3

(令和2年 資料出所 大分労働局集計)

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

区分	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
45.5～	452	29,738.0	308	372.0	175	198.5	79	73.5	562	644.0	2.17	263	58.2
100人未満	(441)	(29,026.5)	319	(379.0)	168	(192.5)	81	(75.0)	568	(646.5)	(2.23)	(265)	(60.1)
100～	338	49,739.0	660	840.0	309	303.0	167	154.0	1,136	1,297.0	2.61	220	65.1
300人未満	(336)	(49,867.0)	647	(826.5)	294	(303.5)	148	(134.5)	1,089	(1,264.5)	(2.54)	(221)	(65.8)
300～	51	16,600.0	305	422.5	60	58.0	75	71.0	440	551.5	3.32	30	58.8
500人未満	(51)	(16,547.0)	320	(457.5)	59	(52.5)	72	(69.5)	451	(579.5)	(3.50)	(29)	(56.9)
500人以上	33	35,096.5	397	526.5	235	197.5	135	125.5	767	849.5	2.42	18	54.5
	(32)	(34,776.0)	417	(551.0)	230	(190.0)	139	(128.5)	786	(869.5)	(2.50)	(21)	(65.6)
規模計	874	131,173.5	1,670	2,161.0	779	757.0	456	424.0	2,905	3,342.0	2.55	531	60.8
	(860)	(130,216.5)	1,703	(2,214.0)	751	(738.5)	440	(407.5)	2,894	(3,360.0)	(2.58)	(536)	(62.3)

()内は令和元年分

(令和2年 資料出所 大分労働局集計)

注) 1 ②欄の「算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③の算定障害者の数については、法律上の算定方法により、「重度身体障害者及び重度知的障害者」は、1人を2人に相当するものとしており、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとして算出している。

3 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなっている。

全国計													
年	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和2年	102,698	26,866,997.0	263,033	356,069.0	123,040	134,207.0	93,916	88,016.0	479,989	578,292.0	2.15	49,956	48.6
令和元年	101,889	26,585,858.0	261,744	354,134.0	117,132	128,383.0	82,935	78,091.5	461,811	560,608.5	2.11	48,898	48.0

(令和2年 資料出所 厚生労働省集計)

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在

区 分	①企業数	②算定 基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	法定雇用率達成状況		
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	③算定数		⑤達成 企業数	未達成 企業数	達成割合 ⑥/①×100
農・林業	4 (4)	321.0 (292.0)	5 (6)	8.0 (9.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	0 (1)	0.0 (1.0)	6 (8)	9.0 (11.0)	2.80 (3.77)	3 (3)	1 (1)	75.0 (75.0)
漁業	1 (1)	153.0 (147.5)	1 (1)	1.0 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	2 (2)	2.0 (2.0)	1.31 (1.36)	0 (0)	1 (1)	0.0 (0.0)
鉱・採石・砂利採取業	2 (2)	383.0 (383.5)	1 (2)	2.0 (3.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	2 (2)	3.0 (3.0)	0.78 (0.78)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)
建設業	42 (38)	3,510.0 (3,315.5)	50 (45)	63.0 (56.0)	3 (2)	3.0 (2.0)	2 (1)	2.0 (1.0)	55 (48)	68.0 (59.0)	1.94 (1.78)	27 (24)	15 (14)	64.3 (63.2)
製造業	180 (182)	31,645.5 (31,860.0)	354 (355)	491.5 (491.5)	143 (127)	166.0 (149.5)	88 (74)	84.5 (71.0)	585 (556)	742.0 (712.0)	2.34 (2.23)	118 (122)	62 (60)	65.6 (67.0)
食料品・たばこ	41	6,405.0	73	89.0	44	43.5	15	12.5	132	145.0	2.26	29	12	70.7
繊維工業	7	678.5	17	20.5	14	21.5	5	5.0	36	47.0	6.93	7	0	100.0
木材・家具	6	417.0	4	5.0	5	6.0	0	0.0	9	11.0	2.64	5	1	83.3
パルプ・紙・印刷	8	643.5	7	11.0	1	1.0	1	1.0	9	13.0	2.02	5	3	62.5
化学・石油製品	12	1,386.0	12	20.0	3	3.0	5	5.0	20	28.0	2.02	8	4	66.7
ゴム・革製品	4	882.5	10	13.0	4	4.0	1	1.0	15	18.0	2.04	2	2	50.0
窯業・土石	7	1,061.5	14	19.0	1	1.0	0	0.0	15	20.0	1.88	5	2	71.4
鉄鋼	3	180.0	2	2.0	0	0.0	2	2.0	4	4.0	2.22	3	0	100.0
非鉄金属	2	356.0	0	0.0	2	3.0	3	3.0	5	6.0	1.69	1	1	50.0
金属・はん用機器	32	4,625.0	60	87.5	7	7.0	13	13.0	80	107.5	2.32	19	13	59.4
電子・通信機器	52	14,377.0	145	213.5	62	76.0	43	42.0	250	331.5	2.31	32	20	61.5
その他	6	633.5	10	11.0	0	0.0	0	0.0	10	11.0	1.74	2	4	33.3
電気・ガス・熱供給業	4 (3)	350.0 (290.0)	4 (4)	5.0 (5.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (4)	6.0 (5.0)	1.71 (1.72)	3 (2)	1 (1)	75.0 (66.7)
情報通信業	19 (19)	2,892.0 (2,673.0)	21 (24)	24.5 (29.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	7 (4)	7.0 (4.0)	28 (28)	31.5 (33.0)	1.09 (1.23)	6 (8)	13 (11)	31.6 (42.1)
運輸・郵便業	49 (50)	7,032.0 (7,149.5)	122 (128)	155.5 (161.5)	18 (16)	19.5 (17.0)	8 (6)	8.0 (5.5)	148 (150)	183.0 (184.0)	2.60 (2.57)	37 (35)	12 (15)	75.5 (70.0)
卸売・小売業	103 (109)	16,008.5 (16,554.5)	170 (185)	212.0 (233.5)	66 (65)	50.5 (50.5)	52 (57)	42.5 (47.0)	288 (307)	305.0 (331.0)	1.91 (2.00)	50 (62)	53 (47)	48.5 (56.9)
金融・保険業	11 (11)	4,809.5 (4,902.5)	58 (61)	77.0 (80.0)	3 (2)	3.0 (2.0)	10 (10)	10.0 (10.0)	71 (73)	90.0 (92.0)	1.87 (1.88)	5 (6)	6 (5)	45.5 (54.5)
不動産・物品賃貸業	13 (16)	1,210.5 (1,380.0)	14 (18)	18.0 (25.5)	3 (3)	4.0 (4.0)	2 (2)	2.0 (2.0)	19 (23)	24.0 (31.5)	1.98 (2.28)	7 (11)	6 (5)	53.8 (68.8)
学術・専門・技術サービス業	20 (17)	1,517.0 (1,312.5)	10 (10)	13.0 (13.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	12 (11)	15.0 (14.0)	0.99 (1.07)	8 (9)	12 (8)	40.0 (52.9)
宿泊・飲食サービス業	38 (32)	9,597.5 (9,346.5)	91 (97)	107.0 (113.0)	73 (79)	51.5 (56.5)	62 (74)	60.0 (71.0)	226 (250)	218.5 (240.5)	2.28 (2.57)	21 (22)	17 (10)	55.3 (68.8)
生活関連サービス・娯楽業	21 (22)	2,117.5 (2,170.5)	13 (14)	15.0 (12.5)	8 (9)	8.0 (10.0)	5 (4)	5.0 (3.5)	26 (27)	28.0 (26.0)	1.32 (1.20)	10 (7)	11 (15)	47.6 (31.8)
教育・学習支援業	16 (16)	1,966.0 (1,977.0)	27 (23)	35.5 (32.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	27 (23)	35.5 (32.5)	1.81 (1.64)	10 (9)	6 (7)	62.5 (56.3)
医療・保健衛生	131 (124)	18,900.0 (18,721.5)	241 (244)	317.5 (321.0)	21 (20)	20.5 (19.5)	56 (46)	50.0 (40.0)	318 (310)	388.0 (380.5)	2.05 (2.03)	73 (72)	58 (52)	55.7 (58.1)
福祉・介護	143 (137)	16,627.5 (16,044.5)	312 (309)	410.5 (410.5)	405 (395)	398.0 (396.5)	130 (126)	120.5 (117.0)	847 (830)	929.0 (924.0)	5.59 (5.76)	107 (100)	36 (37)	74.8 (73.0)
複合サービス事業	9 (11)	3,529.0 (3,758.0)	43 (50)	56.5 (66.5)	8 (9)	7.0 (8.0)	5 (9)	5.0 (9.0)	56 (68)	68.5 (83.5)	1.94 (2.22)	4 (5)	5 (6)	44.4 (45.5)
サービス・その他	68 (66)	8,604.0 (7,938.0)	133 (127)	148.5 (150.0)	25 (22)	23.0 (21.0)	26 (25)	24.5 (24.5)	184 (174)	196.0 (195.5)	2.28 (2.46)	42 (39)	26 (27)	61.8 (59.1)
産 業 計	874 (860)	131,173.5 (130,216.5)	1,670 (1,703)	2,161.0 (2,214.0)	779 (751)	757.0 (738.5)	456 (440)	424.0 (407.5)	2,905 (2,894)	3,342.0 (3,360.0)	2.55 (2.58)	531 (536)	343 (324)	60.8 (62.3)

注) ()内は令和元年分

(令和2年 資料出所 大分労働局集計)

第4表 地方公共団体における障害者の在職状況

①-1 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

令和2年6月1日現在

		① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇用 率 ②/①×100
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
雇用率 2.5% 適用機関	県 4機関	4,885.5 (4,752.0)	82 (80)	111.0 (109.5)	13 (15)	7.0 (7.5)	18 (11)	18.0 (11.0)	113 (106)	136.0 (128.0)	2.78 (2.69)
	市町村 25機関	14,089.0 (12,122.5)	251 (231)	348.0 (304.5)	9 (6)	9.0 (4.5)	46 (21)	46.0 (21.0)	306 (258)	403.0 (330.0)	2.86 (2.72)
	合計	18,974.5 (16,874.5)	333 (311)	459.0 (414.0)	22 (21)	16.0 (12.0)	64 (32)	64.0 (32.0)	419 (364)	539.0 (458.0)	2.84 (2.71)

(令和2年 資料出所 大分労働局集計)

②-1 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

令和2年6月1日現在

		① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇用 率 ②/①×100
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
雇用率 2.4% 適用機関 (教育委員会)	県 1機関	8,539.0 (8,476.0)	107 (87)	158.0 (128.5)	19 (10)	19.0 (10.0)	34 (1)	34.0 (1.0)	160 (98)	211.0 (139.5)	2.47 (1.65)
	市町村 0機関	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	— —
	合計	8,539.0 (8,476.0)	107 (87)	158.0 (128.5)	19 (10)	19.0 (10.0)	34 (1)	34.0 (1.0)	160 (98)	211.0 (139.5)	2.47 (1.65)

(令和2年 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 対象となる職員は、雇用期間が1年を超えた、もしくは、超える見込みの職員で、算定に当たっては、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員を1人とカウントし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員は0.5人とカウントすることとなっている。
- 2 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 ③欄の「実雇用率」の算定に当たっては、「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、原則1人を0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者については、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。
- 4 ()内の数値は、令和元年6月1日現在の内容である。
なお、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなっている。

①-2 機関別内訳(法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体)

令和2年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数		②障害者の数		③雇用率		④不足数		備考
大分県知事部局	3,982.0	(3,883.5)	107.5	(102.5)	2.70	(2.64)	0.0	(0.0)	
大分県企業局	73.5	(74.5)	2.5	(2.5)	3.40	(3.36)	0.0	(0.0)	
大分県病院局	443.5	(418.5)	17.0	(13.0)	3.83	(3.11)	0.0	(0.0)	
大分県警察本部	386.5	(375.5)	9.0	(10.0)	2.33	(2.66)	0.0	(0.0)	
大分市役所	3,339.0	(2,661.0)	89.0	(69.0)	2.67	(2.59)	0.0	(0.0)	
別府市役所	1091.0	(936.0)	31.0	(29.5)	2.84	(3.15)	0.0	(0.0)	
中津市役所	1490.0	(989.0)	43.0	(25.0)	2.89	(2.53)	0.0	(0.0)	
日田市役所	835.0	(616.0)	24.0	(17.0)	2.87	(2.76)	0.0	(0.0)	
臼杵市役所	405.0	(315.0)	17.0	(15.0)	4.20	(4.76)	0.0	(0.0)	
佐伯市役所	839.0	(938.0)	23.0	(24.0)	2.74	(2.56)	0.0	(0.0)	
宇佐市役所	663.0	(571.0)	21.0	(17.0)	3.17	(2.98)	0.0	(0.0)	
豊後大野市役所	549.0	(547.5)	13.0	(12.5)	2.37	(2.28)	0.0	(0.5)	
杵築市役所	318.0	(495.0)	8.0	(8.0)	2.52	(1.62)	0.0	(4.0)	
国東市役所	559.0	(602.0)	12.0	(10.0)	2.15	(1.66)	1.0	(5.0)	
由布市役所	329.0	(325.0)	8.0	(8.0)	2.43	(2.46)	0.0	(0.0)	
津久見市役所	220.0	(158.0)	9.0	(6.5)	4.09	(4.11)	0.0	(0.0)	
豊後高田市役所	263.5	(250.0)	8.0	(7.5)	3.04	(3.00)	0.0	(0.0)	
竹田市役所	417.5	(471.5)	15.0	(15.0)	3.59	(3.18)	0.0	(0.0)	
玖珠町役場	243.5	(257.0)	7.0	(7.0)	2.87	(2.72)	0.0	(0.0)	
九重町役場	187.0	(181.0)	6.0	(6.0)	3.21	(3.31)	0.0	(0.0)	
日出町役場	285.5	(205.0)	9.0	(7.0)	3.15	(3.41)	0.0	(0.0)	
姫島村役場	174.5	(167.5)	7.0	(7.5)	4.01	(4.48)	0.0	(0.0)	
大分市教育委員会	767.5	(438.5)	23.0	(12.0)	3.00	(2.74)	0.0	(0.0)	
臼杵市教育委員会	165.0	(67.0)	6.0	(3.0)	3.64	(4.48)	0.0	(0.0)	
杵築市教育委員会	167.5	(68.0)	5.0	(3.0)	2.99	(4.41)	0.0	(0.0)	
豊後高田市教育委員会	94.5	(48.0)	5.0	(2.5)	5.29	(5.21)	0.0	(0.0)	
大分市水道局	274.0	(251.0)	10.0	(8.0)	3.65	(3.19)	0.0	(0.0)	
豊後大野市民病院	192.0	(199.5)	2.0	(2.0)	1.04	(1.00)	2.0	(2.0)	
杵築市立山香病院	220.0		2.0		0.91		3.0		

注) ()内は令和元年分

②-2 機関別内訳(法定雇用率2.4%が適用される教育委員会)

機関名	①算定基礎職員数		②障害者の数		③雇用率		④不足数		備考
大分県教育委員会	8,539.0	(8,476.0)	211.0	(139.5)	2.47	(1.65)	0.0	(63.5)	

注) ()内は令和元年分

第5表 特殊法人等(法定雇用率2.5%適用)

令和2年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数		②障害者の数		③雇用率		④不足数		備考
国立大学法人 大分大学	1,804.5	(1,804.0)	50.0	(48.0)	2.77	(2.66)	0.0	(0.0)	
公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学	58.5	(60.5)	1.0	(1.0)	1.71	(1.65)	0.0	(0.0)	
公立大学法人 大分県立看護科学大学	55.0	(58.0)	1.0	(2.0)	1.82	(3.45)	0.0	(0.0)	

注) ()内は令和元年分

(令和2年 資料出所 大分労働局集計)

- 注1 ①欄の「算定基礎職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、原則1人を0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者については、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0であれば、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.2%
 - （45.5人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2.5%
 - 〔労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.5%
- （40.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.4%
- （42.0人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

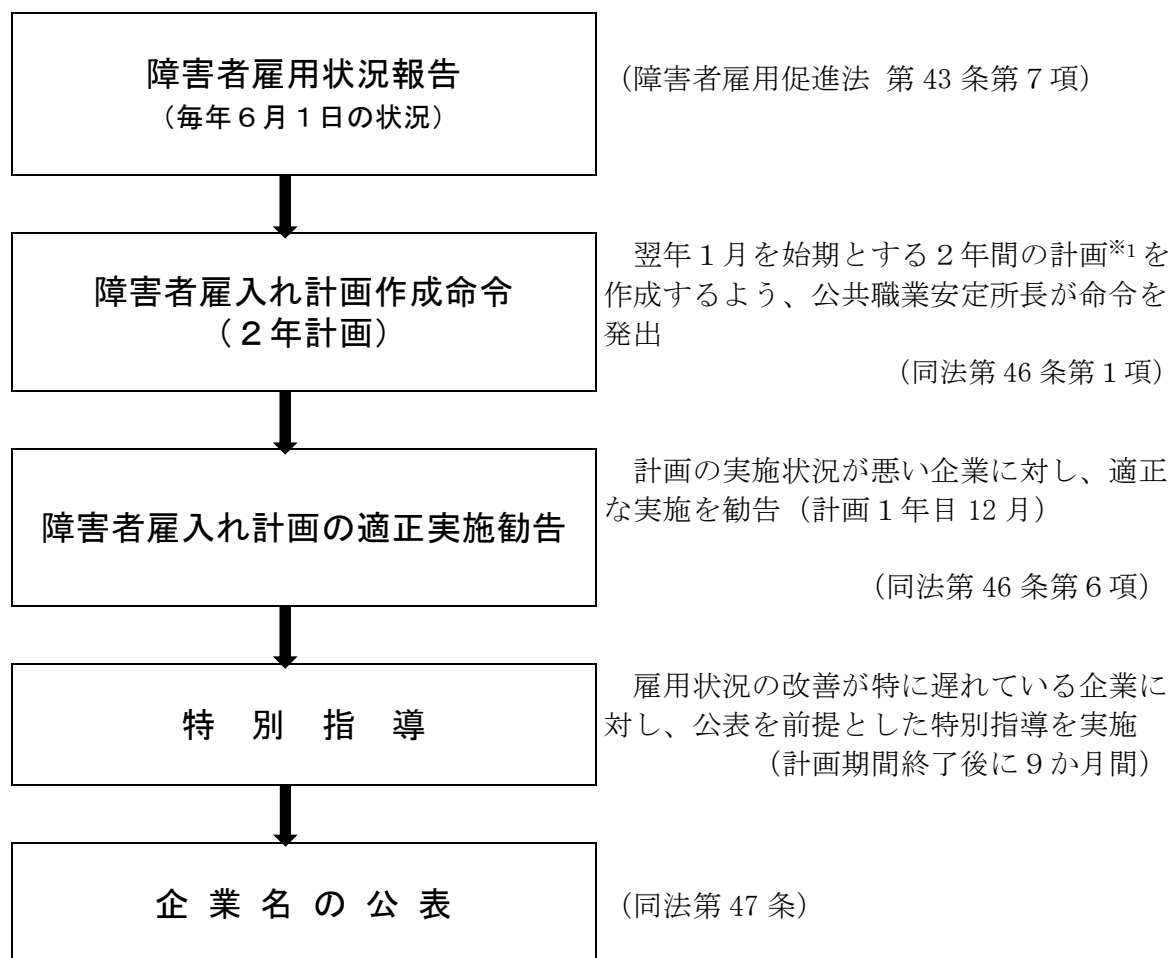
※ ただし、精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ（厚生労働省資料）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 令和元年度の実績^{※2}
 - * 「雇入れ計画作成命令」の发出 0社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 雇入れ計画を実施中の企業 296社(元年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社
 - 30年度 0社、元年度 0社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。